# ハローワークからのお知らせ

改正高年齢者雇用安定法について

#### 高齢者雇用確保措置について

改正高年齢者雇用安定法では、平成18年4月1日から、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、高年 齢者の65歳(1)までの安定した雇用を確保するため、次の から のいずれかの措置(高年齢者雇用確保 措置)を講じなければなりません。

# 定年の引上げ 継続雇用制度(2)の導入 定年の定めの廃止

の継続雇用制度については、**原則は希望者全員を対象とする制度の導入が求められます**が、各 なお. 企業の実情に応じ労使の工夫による柔軟な対応がとれるよう、事業主が、労使協定により、継続雇用制度 の対象となる高年齢者の基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、の措置を講じたものと みなされます。

1 この年齢は、男性の年金(定額部分)の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせ、男女同一に、 平成25年4月1日までに段階的に引き上げられます。

> 平成19年3月31日 平成18年4月1日 ~ 62歳 平成19年4月1日 ~ 平成22年3月31日 63歳 平成22年4月1日 ~ 平成25年3月31日 64歳 平成.25年4月1日 ~ 65歳

2 継続雇用制度は、「現に雇用している高年齢者が希望しているときは、当該高年齢者をその定年後 も引き続いて雇用する制度」をいいます。

### 試行雇用奨励金

職業経験、技能知識等から就職が困難な 特定の求職者層について、一定期間試行雇 用(トライアル雇用)することにより、その 適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及 び求人者の相互理解を促進すること等を通 じて、早期就職の実現や雇用機会の創出を 図ることを目的として、試行雇用奨励金を 支給します。

・以下の対象者をハローワークの紹介によ り採用した雇用保険の適用事業主に支給 される。

> 45歳以上の中高年齢者 35歳未満の若年者等 母子家庭の母等 障害者

日雇労働者・ホームレス

・奨励金の支給

トライアル雇用を実施する事業主には、 対象労働者1人につき月額5万円が最大3 ヶ月間支給されます。

手続き等の詳細については、ハローワー クにお問い合わせ下さい。

ハローワーク日立 0294(21)6441

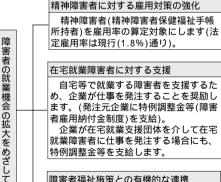
平成18年4月1日よりハローワーク日立 の管轄が変わります。

・ハローワーク高萩の管轄であった日立 市のうち旧「十王町」がハローワーク 日立の管轄となります。

## 障害者雇用促進法の改正の概要

働く障害者、働くことを希望する障害者を支援す るため、障害者の就業機会拡大を目的とした各種施 策を推進するべく、障害者雇用促進法が改正されま した(平成17年法律第81号)。

以下、法律改正の概要について、説明いたします。



め、企業が仕事を発注することを奨励し ます。(発注元企業に特例調整金等(障害 者雇用納付金制度)を支給)。 企業が在宅就業支援団体を介して在宅

就業障害者に仕事を発注する場合にも、 特例調整金等を支給します。

#### 障害者福祉施策との有機的な連携

障害福祉施設体系の改革とあいまって、 障害者雇用促進施策と障害者福祉施策の 有機的な連携を図ります。

以上のほか、特例子会社に係る調整金・報奨金の支 給先の範囲拡大その他所要の改正を行います。 【施行期間】平成18年4月1日(ただし、一部について は平成17年10月1日)